令　和　7　年　度

大津市特別会計予算及び予算説明書

大　津　市

目　　次

議案第 95 号　令和７年度 大津市産業用地開発事業特別会計予算　・・・・・・・・　1
同　上　説明書　・・・・・・・・　4

議 案 第 ９５ 号

令和７年度　大津市産業用地開発事業特別会計予算

令和７年度大津市の産業用地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,400千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

令和７年６月５日提出

大 津 市 長　　佐　藤　　健　司

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金額
1 繰入金		100 千円
	1 繰入金	100
2 市債		32,300
	1 市債	32,300
歳入合計		32,400

歳　　出

款	項	金額
1 産業用地開発費		32,400 千円
	1 産業用地開発費	32,400
歳出合計		32,400

産業用地開発事業特別会計

第 2 表　　地 方 債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業用地開発事業	32,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金、滋賀県市町振興資金貸付金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

特 別 会 計 予 算 説 明 書

注 ） 金額の単位は、千円とする。

１　歳　　入

款　　項	目	本　年　度	前　年　度	比　較	節	
					区　　分	金　額
1　繰　　入　　金 1　繰　　入　　金	1 繰　　入　　金	100	0	100	1 一般会計繰入金	100
2　市　　債 1　市　　債	1 産業用地開発事業債	32,300	0	32,300	1 産業用地開発事業債	32,300
計		32,400	0	32,400		32,400

特別会計歳入歳出予算事項別明細書

説　　明

産業用地開発事業特別会計

2 歳　　出

款　　項	目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節	
					区　　分	金　　額
1　産業用地開発費 1　産業用地開発費	1 産業用地開発費	32,400	0	32,400	18 負担金、補助及び交付金	32,400
計		32,400	0	32,400		

説　　明	
1　産業用地開発事業費　　32,400	

産業用地開発事業特別会計

地方債の令和5年度末における現在高並びに令和6年度末及び令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

区　　分	令和5年度末 現　在　高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中増減見込		令和7年度末 現在高見込額
			令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	
1　産業用地開発事業債			32,300		32,300
(1)　産業用地 開発事業債			32,300		32,300
合　　計			32,300		32,300

産業用地開発事業特別会計